

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公告第1号

入札参加者の資格等について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（以下「組合」という。）の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借に関する契約に係る平成29年5月11日から平成31年3月31日までの一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）の申請時期及び申請方法等について、次のとおり定める。

平成29年7月4日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管理者 清水 聖士

第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、資格審査を受け、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

- 1 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- 3 建設業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- 4 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- 5 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- 6 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者
- 7 その他法令等による許可等が必要な業務にあつては、当該許可等を有していない者
- 8 資格審査の申請に必要なとされる書類を提出できない者

- 9 法人税（個人にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- 10 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者

第2 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。ただし、建設工事の客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）の基準日は、資格者名簿の登載日の前月の初日とする。

第3 資格審査の申請分類

- 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる業種ごとに申請しなければならない。
 - (1) 建設工事
 - (2) 測量等
 - (3) 物品・委託等
- 2 業種分類は、平成29・30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合入札参加資格審査申請書提出要項（以下「申請書提出要項」という。）において定めるものとする。

第4 資格審査の申請方法及び申請書類

- 1 申請者は、申請書提出要項で規定する様式により競争入札参加資格審査申請書を作成し、関連書類を添付して組合総務課に提出しなければならない。
- 2 資格審査申請を行うに当たっては、申請書提出要項を熟読の上、基準に基づき行うこと。

第5 資格審査申請の時期等

- 1 資格審査申請及び審査書類の提出は、「2 申請受付期間」の期間において随時に行うことができる。（以下、本申請のことを「随時申請」という。）
なお、申請期間は、組合総務課での受付日を基準とする。
また、競争入札参加資格審査申請書及び関連書類の提出は、「2 申請書類の提出先」への持参のみを受け付けることとし、他の方法を認めない。
- 2 申請受付期間
平成29年5月11日から平成30年9月28日まで
（ただし、土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）
- 3 申請書類の提出先
郵便番号273-0131
鎌ヶ谷市軽井沢2102-1 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 総務課窓口

第6 申請書類の入手先

申請書類の様式は、組合ホームページよりダウンロードするものとする。

第7 資格審査申請等に使用する言語等

- 1 資格審査申請は、日本語で行わなければならない。メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。）等については、アルファベットを用いることができる。
- 2 申請書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。なお、その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 3 申請書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

第8 資格審査及び等級区分

- 1 資格審査は、申請書類に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。
 - (1) 金銭的信用
 - (2) 契約履行に関する誠実性
- 2 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、前項のほか施工能力について、主観的事項及び客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）についてそれぞれの項目により毎年行うものとする。

第9 入札参加資格者の等級の格付

前条の規定に基づいて適格と認められた建設業者については、次のとおり等級の格付けを行うものとする。

- 1 主観的事項
主観的事項は、千葉県内に本店又は主たる営業所を有する者に、10点を加点するものとする（以下「主観点数」という。）。
- 2 客観的事項
客観的事項は、経営事項審査の結果通知により審査採点する（以下「客観点数」という。）。
- 3 等級の格付
主観点数及び客観点数の合計点により、次のとおり等級の格付けを行う。

等級	合計点
A	800点以上
B	700点以上800点未満
C	700点未満

第10 資格審査の結果の通知及び資格者名簿への登載等

- 1 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められる者（以下「入札参加資格者」という。）については、資格者名簿に登載するものとし、次項の定めによる公表をもって通知に代えることができるものとする。また、資格者名簿の有効期間は、資格者名簿登載日から平成31年3月31日までとする。
- 2 資格者名簿は、前項に定める有効期間の間、次の事項について組合総務課窓口にお

いて公表するものとする。

- (1) 入札参加資格者の商号又は名称等
- (2) 登録業種及び等級

第11 建設工事における官公需適格組合の特例

建設工事の事業協同組合等のうち、官公需適格組合（中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）に係る資格審査の申請においては、組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第4の第2項に定める申請書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、職員数及び技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第12 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に管理者が定めるものとする。

第13 変更等の届出

- 1 入札参加資格者は、その資格の有効期間中に入札に参加できる資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は申請書提出要項に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに管理者に変更等の届出を行わなければならない。
- 2 入札参加資格者は、前項の規定による変更等の届出を行う際には、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届等を作成し、その事実を証する書類を添付して組合総務課に提出しなければならない。

第14 入札参加資格の取消し

- 1 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、管理者はその者の資格を取り消すことができる。
 - (1) 第1の各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 提出書類に故意に虚偽の事項を記録又は記載したとき。
 - (3) 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
 - (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
 - (5) 倒産・破産等により、前号に規定する手続きが行われる見込みがないと認められるとき。
- 2 前条の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、管理者はその者の資格を取り消すことができるものとする。
- 3 前2項の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、管理者はその旨を当該入札参加資格者に通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。なお、取消の結果については、第10の第1項の定めによる公表をもって通知に代える

ことができる。

第15 入札参加資格の停止

- 1 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、それぞれに掲げる期間、その者の入札参加資格を停止するものとする。
 - (1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合、当該不渡手形又は不渡小切手が不渡りとなった日から6か月が経過する日まで
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の更正手続開始の決定が行われる日まで
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- 2 前項の規定により入札参加資格の停止を行ったときは、管理者はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第16 申請情報の取扱

- 1 申請者に関する情報については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合暴力団排除条例（平成29年6月2日条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は第7条に規定する暴力団密接関係者を組合の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、必要な書類の提出を求めることができる。
- 2 千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者が組合入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当すると認めるときは、排除措置を講ずる。

第17 この公告に関する問い合わせ先

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 総務課 財政係
電話 047-443-7497

附 則

- 1 この公告は、平成29年 7月 4日から施行する。